

井手町立泉ヶ丘中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策 定
平成 31 年 3 月一部改定
井手町立泉ヶ丘中学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒が教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、町・家庭・地域社会その他関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 7 1 号）の規定に基づき、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本校のいじめ防止基本方針を策定する。

〈参考 ーいじめの定義ー〉

昭和61年度:自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校として、その事実を確認しているもの

平成6年度:自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度:当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

平成25年度:当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与え

2 いじめの防止のための組織

(1) いじめの防止に関する取組を実効的に行うための組織として、「いじめ対策委員会」を置き、校務分掌に位置付ける。また、定期的に開催し、必要ある時は校長が召集する。

(2) いじめ対策委員会は、管理職と複数の教職員にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを加えた構成とし、必要に応じて関係する職員や専門家等を加える。

〈本校の構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒支援加配の長、生徒指導主任、教育相談部長、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（まなび・生活アドバイザー）

(3) いじめ対策委員会は、次のことを行う。

ア 本方針に基づく取組の進行管理（P D C A サイクルでの検証）

イ 関係機関や専門的な知識を有する者等との連携

ウ 様々な問題事象に関して、その原因がいじめにあるか否かの判定

エ いじめの事象や疑いのある事象に関係する生徒及び保護者への指導や対応方針の決定

オ いじめの事象に係る同種の事態の発生防止のための取組方針の決定

カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査と分析

3 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

いじめは、どの学校、どの生徒にも起こり得るという認識をすべての教職員が持ち、人権尊重を基盤として、他者の痛みや感情を共感的に受容し、対等で豊かな人間関係を築くことができる態度や実践力（いじめに向かわない態度・能力）を育成する。

このことを踏まえ、保護者並びに地域住民その他関係者との連携の下で、いじめが起きにくい、いじめを許さない集団や校風づくりに向けた取組を行う。

(2) いじめの防止のための教育活動

ア 安全で秩序のある学校運営

・集会、授業、部活動等の集団活動での規律の確保

・清掃や委員会等の係活動における個々の役割と責任の自覚の確保

イ 自らの考えや意見を安心して表現できる対等な人間関係づくり

・授業、終礼、及び特別活動等におけるグループ学習・話し合い活動の推進

・授業や集会、意見発表会等での個々の意見を伝え合う機会の設定

- ウ 生徒会等の活性化による生徒自らがいじめの防止を発信できる主体的態度の育成
 - ・小中連携を含め、いじめの防止に向けた提案や啓発等ができるリーダー層の育成
 - ・学年や学級での実態に即したいじめの問題への理解を深める活動の推進
 - ・道徳、人権教育等の充実によるいじめを許さない態度や実践力の育成
 - ・生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動の推進

(3) いじめの防止のための教職員の資質向上

- ア 個々の生徒への見立てと関わりを深めるための教職員の指導技術の向上
- イ 生徒の状況の共有を図る機会や研修機会の充実
- ウ 情報共有や適切な対処のあり方「いじめ防止指導マニュアル」の徹底
- オ 生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとって多大な勇気を要するものであることを踏まえた対応の徹底

4 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは、けんかやふざけ合いの他、遊びを装うなど見えにくい場所や時間帯で行われるなど、判断しにくい場合が多いことを認識する必要がある。教職員は、いじめの構図に気付く洞察力をもって、生徒の心理的な変化やサインを見落とさないよう、日常的な関わりと信頼関係を構築するとともに、様々な方法で実態把握に努める必要がある。

(2) いじめの早期発見のための取組

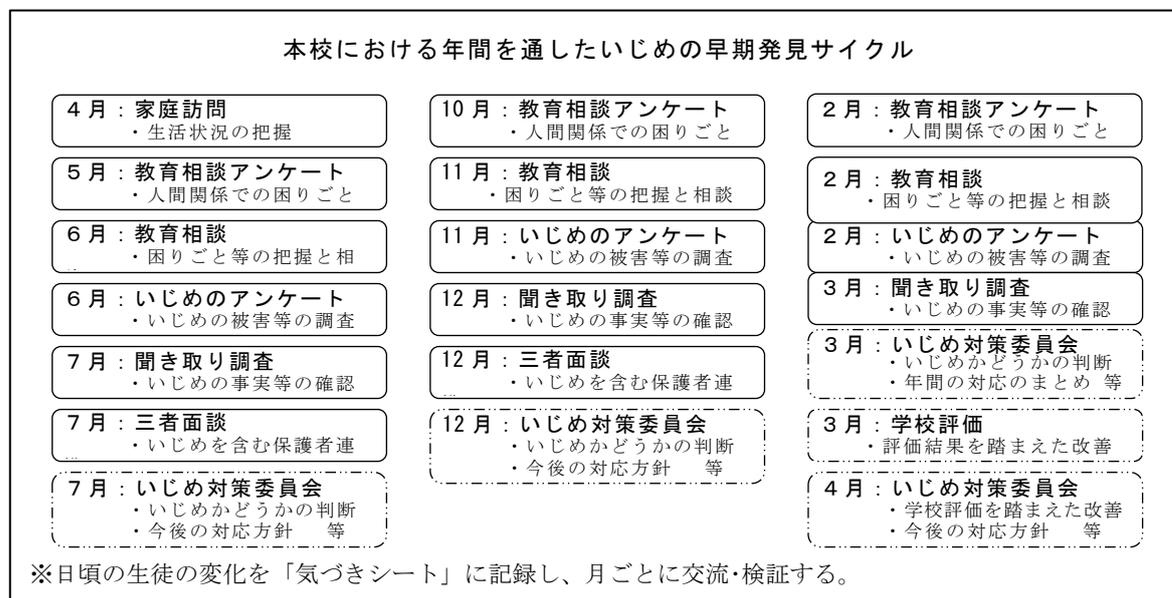
- ア 日常生活からの早期発見
 - ・学校生活のあらゆる場面での生徒観察、及び心の相談室等でのカウンセリングの充実
 - ・あらゆる機会を捉えた保護者連携による家庭や地域での状況把握
- イ 保護者等からの情報提供による早期発見
 - ・いじめの相談・通報窓口の設置と周知
 - ・保護者集会等を活用した情報提供の依頼
- ウ 生徒への聞き取りや調査による早期発見
 - ・気づきシートを使った毎週の確認と月ごとのいじめ対策委員会での確認
 - ・教育相談や三者面談期間の配置やアンケートの実施等による早期発見
 - ・年間を通したつながりのある早期発見サイクルの設定

(実施項目)

気づきシート（毎週）、いじめ対策委員会（月1回）、定期家庭訪問（年1回）、教育相談用アンケート（年3回）、教育相談（年3回）、三者面談（年2回）、いじめのアンケート（年3回）、いじめアンケート結果聞き取り調査（年3回）

(3) いじめに係る情報の共有化

把握した情報は直ちにいじめ対策委員会に報告し、対応についての検討を行う。いじめ対策委員会での検討結果やその経緯について、教職員全体への共有化を図る。



5 いじめに対する取組

(1) 基本的な考え方

いじめがあった場合は、いじめを受けた生徒を守り抜く姿勢を持って、毅然とした態度で指導に当たるとともに、関係の保護者や関係機関と連携をする。その際、特定の教職員で抱え込まず、全体で事案の内容や原因・背景、また対応の方針等の共通理解を図る。

(2) いじめの発見、通報を受けたときの対応

- ア いじめや疑いがある行為を発見した場合、ただちにその行為を止めさせ、関係生徒から事実、及び原因・背景等を確認するとともに、速やかにいじめ対策委員会に報告する。
- イ 関係生徒や保護者への対応は、速やかに、いじめ対策委員会で対策を協議し、全教職員の共通理解の下で指導に当たる。その際、被害生徒・保護者へのケアや支援を丁寧に行うとともに、いじめを行った生徒・保護者への学校の指導方針への理解と協力を求める。
- ウ 関係生徒が属する学級等の集団に対しては、自らの問題と捉えさせ、再発防止に向けた指導や関係生徒への居場所づくり等の支援の取組を人権尊重の観点に立って行う。
- エ 触法行為と認められる場合、及び生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがあると判断した時は、所轄警察署への通報等の連携を図る。

(3) いじめ解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、引き続き友人関係を注視し、当該事象の完全解消に至るまで、継続的に指導を行う。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ア 各教科、道徳などの機会を捉えて、積極的に情報モラル教育を推進する。
- イ インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- ウ 情報化社会に対応し、教職員の知識を広めるための研修等を進める。
- エ ネット上の書き込み等でいじめを発見した場合は、上記(2)に即して対応をする。

(5) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した場合、本町の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき適切に対応するとともに、教育委員会等の関係機関との連携を図る。
- イ 事実関係を明確にするための調査を学校が実施する場合は、いじめ対策委員会が中心となり、被害生徒・保護者の意向を踏まえ、公平性と中立性の確保に努める。
- ウ 調査状況については、必要に応じて被害生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。

6 いじめ問題に係る指導のスタンス

人権教育を柱とする本校においては、より強く、いじめを許さない学校づくりを推進しなければならない。

泉ヶ丘の教育

- 【学校】 地域に開かれ、地域とともに歩む学校
- 【教師】 生徒への丁寧な指導と親身な保護者対応
- 【生徒】 爽やかな挨拶、すがすがしい集団行動、熱心な部活動

いじめ問題等の生徒指導に係る本校のスタンス

- ① 本校における教育実践の生命線は、生徒一人一人の目線を大切に、大きな愛と手間暇かけた指導
- ② 安全で秩序のある学校づくり、生徒間で安心して発言できる仲間づくりが教育の基盤
- ③ 事象がいじめであるか否かにかかわらず、どんな指導も最後までやり切ることが重要
- ④ 指導は短期解決に尽力し、注視は必要なれども、生徒には、心機一転、前向きな学校生活を支援
- ⑤ 事象発生後の対応が家庭や地域からの信頼を得る上で最も重要、発覚次第、間髪を置かない指導が鉄則
- ⑥ いじめ発生に係る被害者、加害者、傍観者、いずれもいじめは教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものであるという意識を持ち、生徒の人間形成に傾注すること

7 関係機関との連携

(1) 地域・家庭との連携推進と学校評価

- ア 地域住民や保護者の教育活動への参観・参加の促進、地域社会と協働して教育活動を進める仕組みの構築など開かれた学校づくりを推進する
- イ 本方針やいじめの防止等に関する取組などを学校だよりやホームページ等で積極的に発信する。
- ウ P T Aと連携し、いじめの防止など人権教育を中心に据えた研修会を実施する。
- エ 年度を通じた取組を学校評価に盛り込み、次年度の取組に活かす。

(2) その他関係機関との連携

- 所轄警察署、児童相談所等との日常的な連携を進め、事象発生時には適切な対応をする。